

令和5年度

浜松市立和田小学校  
第1回 学校運営協議会



令和5年5月12日(金)  
午後1時30分～午後3時30分  
視聴覚室にて

## 〈本日の日程〉

13:30～14:00 授業参観 ※ 御自由に御参観ください。

14:10～15:30 学校運営協議会

### 次 第

※ 開催要件確認（委員の過半数の出席が必要です。）

- 1 校長挨拶
- 2 委員任命書 交付
- 3 自己紹介
  - ・ 委員、学校職員、校務アシスタント
- 4 会長挨拶
- 5 浜松市学校運営協議会規則確認
- 6 議長の選出
- 7 前回会議録・令和4年度協議会自己評価の確認
- 8 熟議
  - (1) 授業についての意見交換
  - (2) 学校経営構想の詳細について
  - (3) 夢育やらまいか事業に対する意見書について
- 9 その他
  - ・ ボランティアについて
  - ・ 運営協議会自己評価について
- 10 連絡
  - 令和5年度学校職員・年間行事計画
  - 今後の運営協議会の予定について
    - ・ 第2回 9月12日（火）
    - ・ 第3回 11月 9日（木）
    - ・ 第4回 1月11日（水）
    - ・ 第5回 2月16日（金）

令和5年度 浜松市立和田小学校 学校運営協議会 委員

五十音順

氏名	ふりがな	肩書等	住所
安藤 小ゆり	あんどう さゆり	主任児童委員	和田町
神谷 みち子	かみや みちこ	元小学校長 学校支援コーディネーター	篠ヶ瀬町
齋藤 博	さいとう ひろし	元自治会長	薬師町
鈴木 滋芳	すずき しげよし	自治会長	篠ヶ瀬町
高橋 靖博	たかはし やすひろ	前PTA顧問・R3PTA会長	篠ヶ瀬町
林 實	はやし みのる	地域安全推進委員 元自治会長	北島町
箕浦 利弘	みのうら としひろ	民生委員	北島町
山内 慶一	やまうち けいいち	PTA顧問・R4PTA会長	薬師町

CSディレクター 伊藤 裕美 (いとう ひろみ)

学校職員

校長 横井 靖二 (よこい やすじ)  
 教頭 岡本 綾子 (おかもと あやこ)  
 主幹教諭 平本 智之 (ひらもと ともゆき) ※CS担当職員

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 47 条の 5 の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

(目的)

第 3 条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、市民協働による人づくり及び未来創造への人づくりに資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

(設置)

第 4 条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が 2 以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2 以上の学校について一の協議会を置くことができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民等の意見を反映するよう努めるものとする。

(協議会の役割)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
- (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
- (3) 児童生徒の健全育成に関すること。

2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項(次項に規定する事項を除く。)について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項(特定の職員に関するものを除く。)について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則(平成2年浜松市教育委員会規則第6号)第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則(昭和32年浜松市教育委員会規則第1号)第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則(昭和32年浜松市教育委員会規則第3号)第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。

3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

- (1) 地域住民

(2) 保護者

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

（委員の任期）

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。この場合において、再任は、1回限りとする。

（委員の解任）

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 委員から辞任の申出があったとき。

(2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。

(3) 次条の規定に違反したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

（委員の守秘義務等）

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員としてふさわしくない行為をすること。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

（会長及び副会長）

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務

を代理する。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助言を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。

- 2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

- 2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。
- 3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

## 令和4年度 第4回学校運営協議会 会議録（要点記録）

- 1 開催日時 令和5年2月20日（月）14時から15時30分まで
- 2 開催場所 和田小学校 視聴覚室
- 3 出席者 【委員】神谷 みち子、齋藤 博、鈴木 滋芳、高橋 靖博、  
竹内 明美、林 實、箕浦 利弘  
  
(欠席委員なし)  
  
【学校】横井 靖二（校長）、岡本 綾子（教頭）、泉澤 孝典  
(主幹教諭)  
  
【教育総務課】堀田 洋一
- 4 傍聴者 なし
- 5 協議事項
  - (1) 前回会議録確認
  - (2) 授業についての意見交換
  - (3) 学校運営の基本方針について
  - (4) 学校運営協議会 自己評価
  - (5) 夢育やらまいか事業報告
- 6 会議録作成者 CSディレクター 伊藤 裕美
- 7 会議記録

司会の岡本教頭より、委員全員の出席があり、過半数に達しているため、会議が成立している旨の報告があった。また、議長について、前回に引き続き齋藤委員を推挙する旨の発言があり、全員意義なくこれを承認した。

### (1) 前回会議録確認

司会より、前回会議にて、学校評価アンケートをもとにいただいたご意見をもとに校内で議論を進め「令和5年度学校運営の基本方針」を作成した。今回会議においてこれを委員の皆様にご提案をし、ご意見をいただきたいとの説明があった。



## (2) 授業についての意見交換

会議前に授業参観を行い、それについて意見交換した。

- 子供たちがとても積極的に手を挙げ授業に参加していて、活気があった。(鈴木委員)
- タブレットを使った授業が子供たちの興味を上手くひきつけ、授業も日々進化していると感じた。(林委員)
- ALTによる英語の授業を参観した。ネイティブスピーカーによる授業なので、発音が綺麗で、勢いがあり、質の高い授業だと感じた。(竹内委員)
- 1年生の挨拶がとても元気で好印象だった。6年生の授業では、どの子もしっかりと授業に参加していて、一人の意見を他の子供たちが受け止め、意見を出し合っていた。和田小学校の大切にしている「学びあう子」の姿勢を見ることができた。(神谷委員)
- 以前より子供たちがとても落ち着いて授業に取り組んでいると感じた。各担任の言葉遣いも丁寧で、一人一人の特色が活きていて良かった。(齋藤委員)

## (3) 学校運営の基本方針について

校長から、「令和5年度和田小学校経営構想」、「浜松市立和田小学校いじめ防止基本方針」(別紙参照)についての説明があり、それについて意見交換をした。

- いじめ実態調査アンケートの回数を増やすことで、子供たちのいじめへの意識も高まると感じる。周囲の大人の力不足で子供たちが犠牲になることのない様に、地域としても協議会としても協力していきたい。(齋藤委員)
- 「浜松市立和田小学校いじめ防止基本方針」について、いじめは早い段階で対応することが大事だと思う。複数回アンケートを実施することで、先生方の情報共有がより迅速にできるため、保護者の安心感にも繋がると思う。(鈴木委員)
- 先生方が子供に寄り添うことがとても大事だと感じている。子供に寄り添う学校づくりが、いじめの解決や防止にも繋がっていくので学校として引き続き取り組んで欲しい。(箕浦委員)
- 今回資料の「学校経営構想」の中で、学校運営と学校経営という言葉が混在していて理解しづらい。学校運営協議会として、言葉の意味を正しく理解、共有して活動するのが望ましいと考えるため、説明をお願いしたい。(林委員)

→教育委員会堀田指導主事より、次回学校運営協議会で浜松市教育委員会として回答を用意したいとの説明があった。

令和5年度学校運営の基本方針は全会一致で承認された。

#### (4) 学校運営協議会自己評価

司会の岡本教頭から、委員の方それぞれに提出いただいた「学校運営協議会自己評価表」をもとに、和田小学校運営協議会としての自己評価をまとめていきたいとの説明があった。

→個々の意見を委員の中で読み合わせをしたところ、方向性に大きな相違はないことから、個々の意見を集約して、協議会全体の評価とすることとした。

(別紙参照)

#### (5) 夢育やらまいか事業

司会の岡本教頭から、今年度コミュニティスクール加算分の予算の収支について報告があり、全員意義なくこれを承認した。

#### (6) 諸連絡

司会から、本年度の学校運営協議会は、2023年5月12日(金)に開催する旨の連絡があった。

以上

(様式1)

令和4年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立(和田小)学校運営協議会長

<評価項目1> 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

- 校長から学校運営の基本方針についての説明があり、教育活動を概ね理解することができた。『目指す子どもの姿』を具現化するために、子供たちが納得できる体験をさせるなど粘り強く指導してほしいなどと熟議された。今後子供の姿から検証していきたい。
- 長引くコロナウイルスの影響で様々な変化を求められる中で課題も生まれている教育活動に対し、運営協議会が地域とのパイプ役を担うことや、協議会自体が実質的に協力していくことが大切だと感じた。委員同士は、もとより地元での顔見知りであったりするので、忌憚のない意見交換ができています。
- 本校の令和4年度学校運営構想の説明を受け、協議会として種々意見交換を実施してきたが、熟議とまでは至っていない。運営協議会制度発足1年目でもあり、委員としてどのように取り組むべきか深く理解しないまま協議が進められたという感がある。協議会を重ねるにつれ、次第に熟議できる雰囲気・素地が醸成されつつあるので、制度理念への理解をさらに深め、充実した熟議ができるよう努めていきたい。
- 次年度は、経営構想の具体的内容を協議会として議論する必要があると思うが、限られた時間の中での熟議に難しさを感じている。

<評価項目2> 学校運営に資する活動について熟議を進めることができたか。

- 学校支援コーディネーターの提案で「生活科の昔あそび」等のボランティアを募り、実施した。地域ボランティアの人材集めについて熟議したこと、コーディネーターの尽力の成果だと思う。子供たちの喜ぶ顔や生き生きとした姿を目の当たりにして、このような活動を継続、拡充していくことが大切だと感じた。また、活動の方向性が見えてきたので、今後も子供たちの学びの充実に繋がるように取り組んでいきたい。
- 学校活動の手助けとなるよう地域ボランティア募集を積極的に進め、委員を介し、地域の会合や自治会の各種団体への働きかけなどを行うことができた。今後も学校からの課題提供にこたえていけるよう運営協議会として協力していきたい。
- 保護者の学校評価アンケートには、学校運営に対する意見が散見している。地域との協議、学校との協議で解決できるものなどがあり、整理をして対策することが必要だと感じた。学校ボランティアの募集に留まらず、学校運営の他の課題についても改善に向け、運営協議会で熟議していきたい。

<評価項目3> 今年度の取組の評価を踏まえた来年度の目標(取組の重点)

- 地域ボランティアの募集を継続していくことで地域住民がより身近に小学校を感じることにつながる。自治会と連携して継続発展する施策を計画したい。また、これにより学校運営に関わる地域住民の広がりが期待でき、コミュニティ・スクール制度所期の目標達成の契機にもなる。このための方策として、PTAの人たちとの意見交換や先駆的な取り組みをしている小学校の運営協議会の見学なども有用だと考える。
- 子供たちが学校の外とつながれるように地域ボランティアや外部講師を活用したい。
- 令和4年度学校評価の中で、今後の課題として示された事項、例えば「外遊びが少ない」「登下校の安全確保に対する不安」等について、運営協議会としてどのような支援や役割を担うことができるか、協議の俎上に乗せていきたい。様々な問題に対して、熟議を通して学校と地域がスムーズに意思疎通を図れるよう運営協議会としての役割を果たしていきたい。
- コミュニティ・スクール制度がスタートしたことを「コミスクだより」や自治会役員会で伝えることで、地域の理解や協力がみられボランティア募集にも少しずつよい影響が出ているため、更に情報を発信して、周知に努めたい。

## 1 学校経営構想の基本方針

- (1) 第3次浜松市教育総合計画（後期）の教育理念『未来創造への人づくり』を受けた「夢と希望を持ち続ける子供」「これからの社会を生き抜くための資質や能力を育む子供」「自分らしさを大切にする子供」の視点、『市民協働による人づくり』を受けた「子供の育ちの基盤を築く家庭」「子供の育ちを支える地域」の視点を踏まえて『はままつの人づくり』を和田小学校の子供たちの成長の姿で具現する。
- (2) 新学習指導要領の理念の理解を深めるとともに、その内容を踏まえた教育課程を編成し、着実に実施する。
- (3) 天竜中学校区の日指す子供像の具現化を図るために、4つの小中学校における情報交換を密にするとともに、連携・協働を意識した教育活動を計画的に進め、小中一貫教育を推進する。
- (4) すべての教育活動を通じてキャリア教育に重点をおいた教育を推進するとともに、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力の育成を図る。また、情報機器の積極的な活用、効果的な活用を図る。
- (5) 教育課程の編成・実施・評価・改善に組織的に取り組み、その状況を家庭や地域に伝えることで「保護者や地域に信頼される学校づくり」に邁進する。
- (6) 令和4年度に導入したコミュニティ・スクール制度から、これまで以上に教育課程を地域社会に開くとともに、学校運営協議会及び本制度を活用することで保護者・地域との一層の連携、協力、協働を推進し、教育活動の充実を図る。
- (7) 本年度に開校150周年を迎えることを踏まえた学習や学校行事、児童会活動等を計画・実施し、学校や地域の歴史を学ぶとともに、現在を見つめ、未来について考える機会とする。

## 2 校訓 及び 学校教育目標

校 訓

自主

協同

創造

学校教育目標

自分を高め、ともに進む子

和田小学校の卒業生に、テレビを発明した高柳健次郎氏がいる。高柳氏が大切にしていた言葉に「創造」があり、木彫りのレリーフとなって本校の玄関に飾られている。変化の激しいこれからの社会を生きていくためには、ものに限らず、新しいものごとを作り出していくことが必要となる。開校150周年を機に、高柳氏の大切にしていた言葉「創造」を校訓に加え、本校の教育に反映させていくこととし、その精神を子供たちに培うこととする。

### 3 目指す子供の姿

学校教育目標を具現化するために、「知」「徳」「体」の3つの面から目指す子供の姿を以下に示す。

#### ◎学びあう子

- 課題を見つけ、自分の考えをもつ子
- 考えを発表し合い、話し合うことで深め合う子
- ねばり強く学習に取り組み、達成感を感じ、自分を高める子

#### ◎認めあう子

- 自他を知り、自分らしさについて考え、自分と他者の違いを受け入れる子
- 互いのよさを見つけ、自分に自信をもち、他社を励ます子
- 互いを思い合い、自分の判断で正しい行動をする子

#### ◎きたえあう子

- ねばり強く取り組む姿勢や調整力を高め、体を鍛え合う子
- 交通事故防止や防災・防犯の実践力を高め、自分の体を守る子
- 自他の心と体の健康を考え、自分を律し、健康の保持増進を図る子

本年度、特に培っていききたい資質・能力 **ねばり強さ 向上心 自律心 調整力**

開校150周年を迎えることを機に、「和田っ子の心得」を代表委員会を通じて子供たち自ら見直す。そして、自分たちがこれから目指したい姿として「和田っ子宣言(仮称)」を制定する。

### 4 学校経営目標(目指す学校像)

#### だれもが主人公、笑顔いっぱい夢いっぱいの学校

子供も職員も一人一人が、自分のよさを感じ、互いに寄り添い、認め合い、支え合い、励まし合いながら生き生きと活動することを通して自他を高め、夢や希望をふくらめることができる学校を目指す。

### 5 経営の重点

#### <教育活動全体を通じて>

##### (1) キャリア教育の推進

キャリア発達の基盤となる力の育成を目指し、特別活動を要として各教科、領域における指導を工夫する。

本校で押さえた4つの基礎的・汎用的能力と、その中で重点とする資質・能力

- 人とかかわる力
- 自分を見つめる力
- 学びを深める力
- 未来につなげる力

##### (2) 基盤となる力の育成

すべての教育活動を通して、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力の育成を図る。また、情報機器を積極的に活用し、効果的な活用を図る。

### <「学びあう子」の育成のために>

#### (3) 授業改善の推進

- 学習習慣の定着と授業規律の徹底を基盤とした基礎基本の定着を図る。
- 育成したい資質・能力から教科横断的なカリキュラムマネジメントを行うとともに、子供の実態を踏まえた単元構想を工夫する。その際、「主体的・対話的で深い学び」となる学習展開を行い、「生きる力」を育成する。
- 子供の「見通しと振り返り」、教師の「指導と評価の一体化」を大切にしながら授業を推進する。
- 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図る。

#### (4) 発達支援教育の充実

- 児童理解に努め、職員及び家庭等との連携・協働による個に応じた指導を推進する。

### <「認めあう子」の育成のために>

#### (5) 心の教育の推進

- 主体的な学び、対話的な学びを重視した道徳教育の充実を図り、自分事として考えたり、物事を多面的にとらえる力、正しく判断する力を育成したりする。
- 月1回「心の日」を設定し、他者との関わり方を学ぶ機会を設ける。
- 異学年集団での活動を継続的に取り入れ、思いやりや助け合いの心、リーダーシップとフォロワーシップを発揮する場を設ける。

#### (6) 生徒指導の充実

- 温かな人間関係を築く学級経営を基盤に、ほめて伸ばす指導や気持ちに寄り添う相談指導を充実させ、自己有用感を高める。
- 組織的な取り組みにより、いじめの未然防止、早期発見、早期解決を図る。

### <「きたえあう子」の育成のために>

#### (7) 体力向上の取組

- 体を動かすことを楽しみ、進んで体力向上に努める力を育てる指導や機会の充実を図る。

#### (8) 安全教育の推進

- 自他の命を大切にし、臨機応変に行動する力を育てる指導を進める。(交通・防犯・災害)

#### (9) 生活習慣の改善

- 自己の生活を振り返り、自ら改善する力を育てる。(健康・食育)

## 6 目指す教職員の姿

### (1) 一人の教師として

- 子供に寄り添い、子供理解に努める教職員（人間味あふれる教職員）
  - ・ 子供をかけがえのない一人の人間として受け止め、寄り添う。
  - ・ 進んで遊んだり交流したりして様々な視点で子供のよさを把握する。

- ・ どの子供にも温かなまなざしや声掛け、指導、支援等を行う。
- ・ よさを認める言葉や過ちを諭す言葉を大切に、子供のやる気を引き出す。
- 自己研鑽に励む教職員
  - ・ 「分かる授業・楽しい授業」を実現するために努力を惜しまない。
  - ・ キャリアステージを考え、本校での自分の役割を意識する。

(2) 組織として

- 組織で考え、動き、支え合う教職員（ワンチーム）
  - ・ 学年全員で協力して学年運営を進める。（学年グランドデザインの作成）
  - ・ 情報を共有し、組織で対応する。（一人で抱えない、対応しない。）
  - ・ よい表れも共有し、みんなでほめ、励ます。
  - ・ 自分の得意を生かし、苦手は助け合う。
- 働き方を意識し、健康で元気に仕事をする教職員

## 知育の部 知育向上プラン

### 児童の実態

- 与えられた課題に一生懸命取り組んだり、友達の考えを共感的に受け止めたりすることができる。
- 学習や活動への取り組みは受け身な児童が多い。
- 目標や課題に対して向上心をもって粘り強く取り組む意識が低い。
- 自分の考えをもてない。考えがあっても、それを表現できないでいる。
- 聞く姿勢が身に付いていない子がいて、取り掛かりに時間がかかる。
- 情報機器の扱いに慣れており、タブレットを使用した学習効果も高い。

### 重点目標と具体的な取り組み

1 カリキュラムマネジメントを基に、見通しをもったり振り返ったりする活動を工夫し、「主体的・対話的・深い学び」を推進する。

- 主体的に学び、学びを実感できる授業に向けて研究主題を設定する。  
「分かる喜び、学ぶ楽しさを実感できる子」の育成
- 研修教科は決めず、学年主体とした研修を行う。学年を中心に主体的に学べる環境を作っていく。
- 全員（フリーを含む）が授業研究を行い、授業力の向上をめざす。
- 研究主題に向かう授業づくりを行い、他学年の授業の手立てや工夫を見えやすくする。
- 単元全体を見通した単元や教科横断的な単元の計画を行う。
- 学習内容と「自分の将来」や「地域社会」がつながるようにする。

2 授業UDやICTの活用、通級指導教室（あんず教室）との連携等により、個のニーズに応じた指導を充実する。

- (1) 授業UDを意識した指導や環境整備とICTの活用
- 授業指導（授業UD）について全体研修で理解を進める。
  - 教室の掲示物や学習計画の提示の仕方など人的環境UDについても理解を深め整備する。
  - ICT機器の使用、活用方法等についての研修を行い、個に応じた支援に生かす。
- (2) 通級指導教室（あんず教室）との連携
- 児童の個別ファイルを活用して「学級」「あんず」「保護者」と意見交換をする。
  - 「心の日」で紹介されるエンカウンターを学級で積極的に取り入れる（学活の年計）。
  - 通級指導教室の参観期間を設け、子供の様子を見取る。その際、参観の視点の共通理解を図り、学級での支援（課題の与え方や声のかけ方、資料の提示方法など）に生かすことができるようにする。



# 徳育の部 徳育向上プラン

生徒指導上の実態 ※令和4年度の数字は3月10日時点

内容	令和3年度	令和4年度
いじめ認知件数	4件	54件
不登校児童(30日以上欠席)	13名	16名
不登校傾向(10日以上欠席)	31名	31名
別室登校児童	10名	9名
校外適応指導教室通級児童	3名	3名
問題行動報告	3件	1件

## 重点目標と具体的な取り組み

＜道德教育の推進＞ 物事を多面的にとらえる力や正しく判断する力の育成に重点を置き、多様な価値観に触れたり、自分事として考えたりする場を工夫する。

- 「和田っ子の心得」(150周年版)の推進を図る取り組み。 ←自律心
  - ・関連することを毎月の生活のめあてにし、子供の意識を高める。特に挨拶については振り返りを行う。
  - ・道德教育や「心の日」に、教師の話の聞いたり、はままつマナーを活用したりする。
- 「考え、議論する道德」を意識し、道德の授業を充実させる。 ←調整力
- 道德の授業のワークシートや心の日の活動を掲示し、日々の中で振り返らせる ←調整力

＜生徒指導の充実＞ 温かな人間関係を築く学級経営を基盤に、ほめて伸ばす指導や気持ちに寄り添う相談指導を充実し、「自己有用感」を高める。

- 児童の「自己有用感」を高め、教師と児童がより良い関係を築く。
  - ・教師は児童一人一人の行動を価値づけ、その良さを学級や学年に広める。←向上心
  - ・係活動や委員会活動などの取り組みを積極的に行い、称揚し合う。←向上心
- 組織的な取り組みによるいじめの未然防止、早期発見、解決
  - ・児童や保護者から寄せられる様々な相談を、関係職員で共有して組織的に対応する。
  - ・いじめの疑いのある情報はすぐに報告し、いじめ対策委員会にて方針を決定する。

＜キャリア教育の推進＞ キャリア発達の基盤となる力の育成を目指し、特別活動を要として各教科領域における指導を工夫する。

- 「構成的グループエンカウンター」や「ソーシャルスキルトレーニング」の実践を通じた学級づくり、人間関係づくりの取り組みをする。 ←調整力
- 係活動、委員会活動を中心に、子供の力による学校活性化を図る ←向上心
- 縦割り活動を充実させ、リーダーシップ、フォロワーシップを養う。←自律心
- 行事や児童会活動を通して、「集団への所属感」「集団の場における規律の大切さ」「達成感・成就感」を子供たちに実感させる。 ←向上心

# 体育・安全の部 体育・安全向上プラン

## 児童の実態

<p>体力向上の取り組み</p>	<p>◎ 子供たちが自由に使えるボールを準備したり、ドッジボールコートを作ったりしているため始業前や休み時間に外に出て遊ぶ児童が多い。</p> <p>△ 外で遊ぶ児童と学校内で遊ぶ児童の2極化がみられる。</p> <p>△ コロナ前と比べ、全体的な体力低下が激しい。ただ、運動の時間としては以前と変わることがないと回答している児童が多い。理由としては、習い事等で運動に取り組んでいるが、ある一定の運動領域に特化しているため、まんべんなく運動する力の低下が感じられる。</p>
<p>安全教育の推進</p>	<p>◎ 防災について呼び掛けることで、災害時の行動への意識が高まった。</p> <p>◎ 交通安全に関する講話や交通教室を通して、気を付けるべきポイントがあることを知った。</p> <p>△ 地域の特性として交通量が多く、交通事故の危険がある。</p> <p>△ 教えられたことは守り、教えられたことと同じ状況ならば行動することができるが、それ以上の発展が見られず、近い状況でも少しの違いがあるケースに対しては対処ができず、危険を伴う行動にでることがある。</p>
<p>自己管理能力の育成</p>	<p>◎ ぴかぴかチェックを通して、自分の身の回りを清潔に保つことへの意識が高まった。</p>

### 1 体を動かすことを楽しみ、進んで体力向上に努める指導や機会の充実を図る取り組み

進んで体力の向上に努める意欲をもたせることができるように体育的行事、保健的行事を通して以下の点に取り組む。

- ・ 運動会を通して、規律ある集団行動を行うことで、集団での演技の美しさに気付き、より演技の質を高めたいと思う意欲をもたせ、演技が終わった後の達成感や充実感を楽しむことができるようにする。
- ・ 新体力テストを通して、昨年度の結果を見て、振り返りをしながら、自己の記録を上げていくために運動に取り組もうとする態度を育てる。
- ・ 身体測定や各種検診を通して、自己の健康に関わる成長、課題に気付き、生活習慣を見直したり、食生活を振り返ったりすることができるようにしていく。

### 2 自他の命を大切にす指導の推進（交通・防犯・災害）

- ・ 安全の日を設定し、防災ノートを活用したり、講話を取り入れたりして、交通、生活、災害に関する安全意識を高める。
- ・ 臨機応変に対応する力を高めるために、提示する資料や映像を工夫することで状況や場面を想像しやすくする。

### 3 生活習慣の見直しと改善に関する取り組み

- ・ ぴかぴかチェック、心の日など日々の保健指導、給食指導を通して、児童自ら心身の状態を理解し、健康の保持増進に努めるように支援する。
- ・ 心の日とタイアップして、アウトメディアとの付き合い方を考える時間を設ける。